

改正決定公示の結果 (異議申出の概要)

1 公示

令和6年8月5日に開催された第3回秋田地方最低賃金審議会の終了後、秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行った。

2 異議の申出

公示に対して、提出期限であります令和6年8月20日までに、合計12団体（使用者側0、労働者側12）から異議申出の提出があった。

<提出のあった団体名>

- ①秋田県労働組合総連合
- ②秋田県春闘共闘懇談会
- ③秋田県医療労働組合連合会
- ④秋田県農業協同組合労働組合
- ⑤中通病院労働組合
- ⑥市立横手病院労働組合
- ⑦秋田県高等学校教職員組合
- ⑧日本自治体労働組合連合秋田県本部
- ⑨秋田県公務公共一般労働組合
- ⑩全日本建設交運一般労働組合秋田県本部
- ⑪秋田県地域一般労働組合
- ⑫全日本年金者組合秋田県本部

3 異議の内容（労働者側）

1. 答申された時間額951円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、

小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

(理由)

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では「ワーキング・プア」を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられており、オーストラリで約2,223円となっており、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中賃の目安はA・B・Cランク同額で格差拡大とならない一方で、その解消も進まない内容でした。Cランクを中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。秋田地賃は目安に4円プラスし格差解消を目指す考え方を示しましたが、このままでは、東京は1,163円、秋田951円、依然212円の格差となります。働く地域が違うだけで、東京の8割の賃金で生活しなくてはならないという事は不合理であると思います。現状でも秋田は同じランク内で下位であり、このまま推移すれば、全国最下位になる危険性が高くなり、さらなる引上げが必要だと考えます。

なお、中賃の目安通り決着した場合、全国加重平均は1,054円と伝えられていますが、加重平均を超えているのは6都府県のみ、1,000

円を超えたのも16都道府県だけです。大都市圏の金額を高くし、加重平均を引き上げても、一部の労働者にしか適用されません。こうした事実の問題意識をもって、中賃や政府に意見を発するべきと考えます。

(3) 生計費に大きな格差はありません

全労連と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は時給1,500円以上必要との結果が出されています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰、原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増し、上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引き上げの環境を整えることです。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援について、政府に対し強く要望されています。ぜひとも、この考え方を審議会としても答申書に明記され、広く周知するとともに、国に対して強力に意見を発信していただきたいと思えます。

(5) おわりに

2024年7月6日に公表された「毎月勤労統計（6月）」によると、実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスとなりました。一方で、総務省の家計調査では1世帯当たりの消費支出は前年同月を下回り、マイナスは2か月連続となっています。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者であり、その多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。最低賃金および最低賃金近傍で働いている労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。

「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。